

(1) 目的

本規約は、鶴見区制 50 周年記念事業実行委員会の事務局である大阪市鶴見区役所（以下「当区」という。）が提供する大阪市鶴見区制 50 周年記念ロゴ（以下「本件ロゴ」という。）の使用に関する基本的ルール（以下「ロゴ使用ルール」という。）を定めたものです。本件ロゴの使用を希望する方（以下「使用者」という。）は、ロゴ使用ルールを遵守する場合に限り、別途当区から許諾を得ることなく、本件ロゴを無償で使用することができます。

使用者は、本件ロゴの使用にあたり、ロゴ使用ルールに同意したものと見なします。

(2) 権利帰属

本件ロゴに関する一切の権利（著作権など）は、すべて当区に帰属します。

(3) 使用期間

当区が別途連絡等しない限り、本件ロゴは令和 7 年 3 月 31 日まで使用できます。

(4) 使用目的

使用者は、以下の場合に限り、本件ロゴを使用することができます。

ア 鶴見区制 50 周年という大きな節目を迎え、すべての区民の皆さまをはじめ、地域、各種団体、事業所、企業、関係機関などが一体となってお祝いするとともに、今後も鶴見区が継続して発展していくといった考えに賛同いただけること。

(5) 禁止行為

使用者は、本件ロゴの使用にあたり、以下の行為が禁止されます。

ア 別途当区の許諾を得ることなく、(4)に定める使用目的以外に本件ロゴを使用すること

イ 本件ロゴの変形、加工及び改変（ロゴ全体または一部の縦横の比率の変更、斜体・回転・影・ぼかし・立体化等の効果の追加、色・文言・画像の差替・省略・切除、その他視認性やデザインの品質を損なう変更）

ウ 違法、反社会的勢力に関連する内容、わいせつ又は公序良俗に反する内容の媒体等で本件ロゴを使用すること

エ その他、当区がその裁量において不適切と判断する方法で本件ロゴを使用すること

(6) 免責

ア 当区は、本件ロゴに事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます）がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。当区は、かかる瑕疵を除去して本件ロゴを提供する義務を負いません。

イ 当区は、本件ロゴに起因して使用者に生じたあらゆる損害について一切の責任を負いません。

(7) ロゴ使用ルールの変更

当区は、当区が必要と判断する場合、あらかじめ通知することなく、いつでも、ロゴ使用ルールを変更することができます。変更後のロゴ使用ルールは、当区ホームページ内の所定の場所に掲載された時点からその効力を生じるものとし、使用者は、変更後も本件ロゴを使用し続けることにより、変更後のロゴ使用ルールに同意をしたものとみなされます。